

バイク・軽四輪自動車等の税金について

① 軽自動車税（種別割）の種類

一般に「軽自動車」というと、排気量660cc以下の四輪の車を指すものと思われがちです。しかし、「軽自動車税（種別割）」というときの軽自動車とは…？

- ア 排気量125cc以下の原動機付自転車（ミニカーは20cc超50cc以下）
- イ 排気量125ccを超え、250cc以下の軽二輪
- ウ 排気量250ccを超える小型自動二輪
- エ 排気量660cc以下の軽四輪、軽三輪
- オ フォークリフトなどの小型特殊自動車 など

② 軽自動車等の税額

■バイク・小型特殊自動車

車両区分	車種区分	年税額
原動機付自転車	50cc以下 または0.6kW以下のもの	2,000円
	50cc超90cc以下 または0.6kW超0.8kW以下のもの	2,000円
	90cc超125cc以下 または0.8kW超1.0kW以下のもの	2,400円
	ミニカー（三輪以上） 20cc超50cc以下 または0.25kW超0.6kW以下のもの	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下のもの	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超のもの	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフトなど）	5,900円
被けん引車		3,600円

■軽自動車（四輪以上及び三輪）

①平成27年4月以降に新車登録した車両(車検証の初度検査年月が「平成27年4月」以降の軽自動車)

- ・三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例（軽課税率）を適用します。

区分	平成27年 (2015年)4月 以後の新車登録	グリーン化特例（軽課） 令和5年(2023年)4月1日から 令和6年(2024年)3月31日までに 新車登録した軽自動車のうち下記に該当するもの				
		電気・ 天然ガス 軽自動車	令和2年度基準達 成かつ令和12年 度基準90%達成	令和2年度基準達 成かつ令和12年 度基準70%達成		
軽自動車	三輪	3,900円	1,000円	乗用営業用のみ 2,000円	乗用営業用のみ 3,000円	
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	—	—
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	—	—
		自家用	5,000円	1,300円	—	—

②平成 27 年 3 月以前に新車登録した車両(車検証の初度検査年月が「平成 27 年 3 月」以前の軽自動車)

- ・グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪及び四輪の軽自動車について重課税率が適用されます。

区 分				初 度 検 査 年 月	
				平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月	平成 23 年 3 月以前 (重課税率)
軽自動車	三 輪			3, 1 0 0 円	4, 6 0 0 円
	四輪以上	乗 用	営業用	5, 5 0 0 円	8, 2 0 0 円
			自家用	7, 2 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
		貨 物	営業用	3, 0 0 0 円	4, 5 0 0 円
			自家用	4, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

※動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車等は、経年車重課の対象外となります。

車検証の「初度検査年月」とは・・・

自動車検査証		令和6年1月4日	軽自動車検査協会				
車両番号	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号	
	令和6年1月						
車 名			車体の形状				
車台番号	初度検査年月とは、新車として最初に新規検査を受けた年月のことです。			燃 料 の 種 類	総排気量又は定格出力		
型 式	原 動 機 の 型 式		前軸重		後軸重		
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	

③ 軽自動車税（種別割）はいつ納めるか

軽自動車税（種別割）は、毎年 4 月 1 日現在に軽自動車等を所有している方に課税されます。

例えば、4 月 2 日以降に軽自動車等を譲渡または廃車されても、4 月 1 日現在の所有者ならば、その年度の軽自動車税（種別割）は全額納めていただきます。

なお、4 月 2 日以降所有された方には、翌年度から軽自動車税（種別割）が課税されます。納税については、毎年 5 月中旬に区役所から「軽自動車税（種別割）納税通知書」をお送りしますので、納期限の 5 月末日（土曜・休日の場合はその翌日）までに、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行等）、大田区役所納税課及び特別出張所の窓口で納めてください。

※バーコードが印刷されている納付書は、コンビニエンスストア、MMK 設置店、モバイルレジ（ネットバンキング支払い又はクレジットカード支払い）、バーコード決済及び地方税共通 QR コード（eL-QR（エルキューアール）または eL（エル）番号）で納付することができます。また、確認番号が入っている納付書は、WEB でのクレジット納付ができます。

4 軽自動車等の登録と廃車

①登録と廃車は申告が必要です

軽自動車等を買った、売った、あげた、もらった、廃棄したい、盗まれた、などの場合や、住所、氏名が変わった場合にも必ず申告が必要です。所有しなくなったときに、申告をしないしていると引き続き課税されることになります。

また、区外に転出した場合、申告を忘れがちです。ご注意ください！

②登録・廃車の申請場所は？

軽自動車税（種別割）は区が4月1日現在の所有者に課税しますが、申告書の提出場所は、車両の種類によって次のように異なります。

◇排気量125cc以下1.0kW以下の原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車

大田区役所4階 課税課（庶務・諸税） 03（5744）1192

※廃車については区内の特別出張所でも取り扱っています。

◇排気量125ccを超えるオートバイ（軽二輪、小型自動二輪）

関東運輸局 東京運輸支局 テレホンサービス
品川区東大井1-12-17 050（5540）2030
https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_tokyo/

◇排気量660cc以下の軽四輪

軽自動車検査協会東京主管事務所
港区港南3-3-7 050（3816）3100
<https://www.keikenkyo.or.jp/>

③原動機付自転車等の申告方法

ア. 標識の交付（新規登録）

原動機付自転車等を購入したり、譲り受けたりした場合、新しく標識（ナンバープレート）と標識交付証明書を受ける申告が必要です。

●必要なもの

個人
・「販売証明書」または「廃車証明書と譲渡証明書」
法人
・「販売証明書」または「廃車証明書と譲渡証明書」 ・所在地を証明するもの（郵便物等）

イ. 標識の返納（廃車申告）

軽自動車等を譲渡した、こわれたので処分する、盗まれた、他の市区町村に転出する。このようなときには、すぐに廃車申告をするとともに標識を返納してください。

●必要なもの

・標識（ナンバープレート）
・標識交付証明書

廃車申告後、廃車証明書（廃車申告受付書）をお渡します。廃車証明書は、譲渡するときや、転出先などで新規に申告するときに必要となります。

Q

「標識交付
証明書」
って何？

A

標識交付証明書は、文字どおり標識を交付した証明です。原動機付自転車等の車両の情報や納税義務者名が記載されています。廃車するときにも必要になります。なくしたりすることのないようにしましょう。

こんな場合、どうすれば？

★盗難にあった！廃車したい

盗難届を提出した警察署より、盗難届受理番号・受理年月日を控え、課税課（庶務・諸税）又は特別出張所までおいでください。

★廃車申告の手続きを 代理人に頼んだ

「代理人が手続きをしなかった。」というケースがあります。手続きを頼んだら必ず代理人から廃車証明書をもらうなど手続きが済んだかどうかを、確認してください。

★標識を紛失した

課税課（庶務・諸税）までおいでください。
この場合、標識の弁償金 200 円がかかります。

減免制度

次のような場合には、軽自動車税（種別割）が免除されることがあります。

- ① 災害や、その他これに類する理由により生活が困難になった場合
- ② 生活保護法により扶助を受ける場合
- ③ 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている場合
- ④ ③に該当する方または生活を共にする方が所有し、障がいのある方のために使用する場合
- ⑤ ③に該当する方のみで構成される世帯の方が所有し、その障がいのある方を常時介護する人が障がいのある方のために使用する場合
- ⑥ 身体に障がいのある方のための構造になっている車を運転する場合

減免を受けようとする方は、申請書を提出することが必要です。申請に必要な書類等は、課税課までお問い合わせください。（なお、③、④、⑤に該当する方で既に自動車税（種別割）、もしくは軽自動車税（種別割）を減免されている場合は除きます。）

※減免申請は、納期限までに行ってください。

24
特別区
たばこ税

たばこ税も貴重な財源

たばこには、いろいろな税金がかけられています。特別区たばこ税、都たばこ税、国たばこ税等です。これらの税金は、すべてたばこの定価に含まれていますので、たばこを買った方は、同時に税金も払っていることになります。

さて、この特別区たばこ税は、区内のたばこ小売店の売り上げ本数によって税収が決まります。令和5年度中に区内で買われたたばこは7億9千万本で、たばこ税による収入は約52億円でした。

■たばこ1箱あたりの税負担額

(例) 1箱(20本入り) 580円の場合(令和6年4月1日現在)

税金の種類	税 額	定価に占める割合
特別区たばこ税	131.04円	22.6%
都たばこ税	21.40円	3.7%
国たばこ税	136.04円	23.5%
たばこ特別税(国)	16.40円	2.8%
消 費 税	52.72円	9.1%
たばこの税負担合計	357.60円	61.7%

用途に合った「税証明」を！

1 大田区で発行する税の証明

区税等に関する税の証明は次のとおりです。

税の種類	証明書の種類	主な用途
特別区民税 都民税 森林環境税	課税（非課税）証明書	主に収入（所得）の証明用に使用されます。
	納税証明書	納税額の証明に使用されます。
軽自動車税 （種別割）	納税証明書 （継続検査用、一般用）	【継続検査用】車検を要する軽自動車等の継続検査用納税証明として使用されています。 【一般用】 売買や名義変更などに使用されています。

2 大田区が発行できない税の証明

- ・土地家屋の評価証明書 …… 都税事務所で発行
- ・所得税の納税証明書 …… 税務署で発行
- ・普通自動車税の納税証明書 …… 都税事務所で発行

3 新年度の税証明の発行

①住民税（納税方法によって取得できる時期が異なります）

- ・会社の給与から差し引かれている方（給与からの特別徴収） …… 5月中旬から
- ・個人で直接納める方（普通徴収） …… 6月中旬から
- ・公的年金から差し引かれている方（年金からの特別徴収） …… 6月中旬から

②軽自動車税（種別割）

5月中旬から

4 税証明が必要になったら

(1) 申請（交付）窓口

- ・大田区役所 4階 課税課 電話 5 7 4 4 - 1 1 9 2
- ・大田区役所 1階 戸籍住民窓口 電話 5 7 4 4 - 1 1 8 5
- ・特別出張所（大田区内 18 か所）
- ・大田区役所 4階 納税課（※） 電話 5 7 4 4 - 1 1 9 9
（※納税証明書のみ取扱い）

◆お持ちいただくもの

- ・ご本人申請の場合…本人確認書類（運転免許証、保険証等）
- ・代理申請の場合…委任状、代理人の本人確認書類（運転免許証、保険証等）
※代理人がご家族であっても委任状は必要です。
- ・手数料…1通につき 300 円

※軽自動車税（種別割）の納税証明書のうち継続検査用は無料です。一般用は1通につき 300 円です。

(2) コンビニエンスストアにおける証明書の交付

平成30年2月から、コンビニエンスストアでマイナンバーカードを利用して、税証明書を取得できるようになりました。

- ・発行できる証明書
特別区民税・都民税の課税（非課税）証明書及び納税証明書（いずれも現年度分と過去2年分）
※軽自動車税（種別割）の納税証明書はコンビニエンスストアで発行できません。
- ・対象者
区内在住で、証明年度に税の申告等をされた方で、マイナンバーカードをお持ちの方
※注）条件により、税証明書が取得できない場合があります。詳しくは、課税課（電話5744-1192）へお問い合わせください。
- ・手数料
1通につき250円

(3) 郵送申請

郵送で交付申請ができます。ご使用になる前に、10日程度の余裕をもって交付申請をしてください。申請の際、次のものを同封してください。電子メールや電話、FAXでの申請は受け付けておりません。また、本人申請が原則です。

①申請書

便せん等に次の事項を記入してください。

※申請書は大田区ホームページからもダウンロードできます。

【特別区民税・都民税（住民税）証明】

- ・申請者の氏名
- ・申請者の住所
- ・申請者の昼間の連絡先電話番号
- ・納税義務者（証明の対象となる方）の氏名
※氏名が変更となった方は、新旧の氏名を両方ともご記入ください。
- ・生年月日
- ・大田区での住所【賦課期日（1月1日）現在の住所】
例：令和6年度の証明が必要な場合は、令和6年1月1日現在の住所
- ・納税義務者の現住所
- ・証明書の種類（納税、課税、非課税）、年度、枚数
- ・使いみち
- ・代理申請の場合は委任状（47ページに記入例）

下記の場合は「身分証明書（写し）」の添付が必要です。

- ・証明書の送付先が、住民登録地と異なる場合
- ・大田区から転出された方で、その後さらに転出をした方
- ・氏名が変わられた方
- ・代理人が申請する場合（代理人の本人確認が必要） など

【軽自動車税（種別割）納税証明】

- ・申請者の氏名
- ・申請者の現住所
- ・申請者の昼間の連絡先電話番号
- ・納税義務者（証明の対象となる方）の氏名、住所
- ・ナンバープレートの番号（標識番号）
- ・証明年度、枚数
- ・使いみち

②手数料

1 通につき 300 円です。郵便局で定額小為替を購入し同封してください。
なお、車検用（継続検査用）の軽自動車税の納税証明書は無料です。

③返信用封筒

申請者本人の住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの。

送り先

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
大田区役所 区民部 課税課（庶務・諸税）

●委任状の書き方の例

委 任 状	
(宛先) 大田区長	○年○月○日
委任者	住 所 大田区○○-○-○ 氏 名 ○ ○ ○ ○ 印 生年月日 昭和○年○月○日生
私は、下記の者に、○年度課税（非課税・納税）証明の交付申請と受領を委任します。	
代理人	住 所 大田区○○-○-○ 氏 名 ○ ○ ○ ○ 生年月日 昭和○年○月○日生

プライバシー保護と税証明

税証明書には他人に知られたくない個人のプライバシーが数多く記載されています。
したがって、税証明書の交付申請ができるのは本人だけです。
本人以外の方が手続きする場合には委任状が必要となります。

※ 代理人の本人確認ができる書類（運転免許証、保険証等）をご持参ください。
また、委任者の氏名は直筆でお願いします。用紙は便せん等を使用してください。

【税証明交付申請に係るよくある質問】

Q

「課税証明」が必要になったのですが、申告をしていないので、発行できないと言われました。どうしたらいいですか？

A

「課税証明」を発行するためには、住民税の申告をしていただき、それに基づいて課税または非課税の決定がされていなければなりません。すぐに申告してください。なお、税証明の発行は税額の計算等の事務処理が終わってからになります。

Q

資金の借入れのため「所得証明」が必要です。区役所で取れますか？

A

区役所で発行している税証明のうち、「課税（非課税）証明書」に所得額が記載されていますので、所得を証明することができます。

Q

知人の高齢者に頼まれて、「課税証明」を取りに来ましたが断られてしまいました。なぜでしょうか？

A

プライバシー保護のため交付申請ができるのは本人に限られます。他人の場合はもちろん、家族の方であっても本人に代わって交付申請をする場合は委任状が必要です。必ず委任状をお持ちください。

Q

今年2月に大田区に転入してきました。今年度分の住民税の「課税証明」は大田区で取れますか？

A

住民税は、毎年1月1日現在住んでいる市区町村で課税されます。したがって、1月2日以降に大田区に転入された方について、その年度は大田区で課税をしないため税証明を発行できません。前住所地の市区町村におたずねください。

26
窓口の
ご案内

大田区役所

所在地：〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

FAX：03(5744)1515 課税課

FAX：03(5744)1517 納税課

●住民税の課税・納税証明が必要なときは…

大田区役所4階 区民部 課税課（庶務・諸税）、1階 戸籍住民窓口及び特別出張所（大田区内18か所）で扱っています。大田区役所4階 区民部 納税課は、納税証明書のみ扱っています。取得申請の方法については、45～47ページ「25 各種の税証明」をご覧ください。

●原動機付自転車の登録・廃車は…

大田区役所4階 区民部 課税課（庶務・諸税）で扱っています。（Tel 5744-1192）

※廃車については、区内の特別出張所でも扱っています。

※原動機付自転車以外の軽自動車等の登録・廃車については、42ページをご覧ください。

●住民税の申告と課税は…

大田区役所4階 区民部 課税課

大森地区（Tel 5744-1194） ー大森、山王、馬込、中央、池上、平和島

調布地区（Tel 5744-1195） ー嶺町、田園調布、鶉の木、雪谷、千鳥、
久が原、千束、石川町、仲池上、上池台

蒲田地区（Tel 5744-1196） ー蒲田、糀谷、羽田、萩中、六郷、矢口、
下丸子、多摩川

●住民税（普通徴収・年金からの特別徴収）の収納確認・還付・充当については…

大田区役所4階 区民部 納税課 収納推進担当（収納）（Tel 5744-1205）

●住民税（給与からの特別徴収）の収納確認・還付・充当については…

大田区役所4階 区民部 納税課 特別徴収（Tel 5744-1197）

●住民税（普通徴収）・軽自動車税（種別割）の口座振替については…

大田区役所4階 区民部 納税課 収納推進担当（収納）（Tel 5744-1205）

●住民税等の納付のご相談は…

大田区役所4階 区民部 納税課

整理大森（Tel 5744-1200） ー大森、山王、馬込、中央、池上、平和島

整理調布（Tel 5744-1201） ー嶺町、田園調布、鶉の木、雪谷、千鳥、
久が原、千束、石川町、仲池上、上池台

整理蒲田（Tel 5744-1202） ー蒲田、糀谷、羽田、萩中、六郷、矢口、
下丸子、多摩川

整理区外（Tel 5744-1203） ー大田区外の方

●国税のご相談は…

大森税務署 〒143-8565 大田区中央7-4-18 Tel 3755-2111

雪谷税務署 〒145-8506 大田区雪谷大塚町4-12 Tel 3726-4521

蒲田税務署 〒144-8556 大田区蒲田本町2-1-22 Tel 3732-5151

●都税のご相談は…

大田都税事務所 〒144-8511 大田区新蒲田1-18-22 TEL3733-2411

※建て替えのため、当面の間仮庁舎へ移転しています。

●事業税のご相談は…

品川都税事務所 〒140-8716 品川区広町2-1-36 TEL3774-6666

個人住民税の主な改正点

令和6年度

定額減税について	令和6年度分の特別区民税・都民税（住民税）において、令和6年度分の住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者について、納税者本人及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の定額減税を行います。
上場株式等の配当所得等及び株式譲渡所得に係る課税方式の選択の見直し	「上場株式等の配当所得等」及び「特定口座内（源泉徴収あり）の上場株式等の譲渡所得等」について、所得税と住民税で課税方式を一致させることとなりました。そのため、「所得税は申告、個人住民税は申告不要」といった異なる課税方式を選択することができなくなりました。
国外居住親族に係る扶養控除の見直し	<p>扶養控除の対象となる国外居住親族の範囲が見直しされ、留学生、障がい者又は送金関係書類で38万円以上の送金等が確認できる方を除く30歳以上70歳未満の方は、適用されないことになりました。</p> <p>扶養控除が適用される国外居住親族は、扶養親族（居住者の方の親族のうち、合計所得金額が48万円以下の方をいいます。）のうち、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する方に限られます。</p> <p>（1）年齢16歳以上30歳未満の方 （2）年齢70歳以上の方 （3）年齢30歳以上70歳未満の方のうち、次の①から③までのいずれかに該当する方</p> <p>①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方 ②障がい者の方 ③居住者の方から前年において生活費又は教育費として支払いを38万円以上受けている方</p>
森林環境税について	<p>森林環境税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度から個人住民税の均等割と併せて、1,000円を賦課徴収します。</p> <p>ただし、同時に個人住民税均等割が1,000円引き下げられるため、ご負担いただく金額は変わりません。</p>
特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し	特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、損失の程度等に応じて、例外的に3年から5年までに延長されました。